



シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティー・リミテッドが要興業<6566>株式の大量保有報告書を提出



東証2部の要興業<6566>について、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティー・リミテッドが1月10日付で財務局に大量保有報告書(5%ルール報告書)を新規提出了。

提出理由は「純投資」によるもの。

報告書によると、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティー・リミテッドの要興業株式保有比率は、5.69%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年12月31日。